

厚木市市税条例の一部改正の骨子

～ 固定資産税等の特例措置 ～

1 条例改正の趣旨

平成 29 年度地方税法の改正に伴い、固定資産税及び都市計画税の特例措置について、地方自治体が地域の実情に対応した政策を展開できるよう自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み「**地域決定型地方税制特例措置（通称:わがまち特例）**」の対象となる資産が次のとおり拡充されましたので、厚木市市税条例の一部を改正します。

2 改正内容と市の考え方

1 保育の受け皿整備の促進のための税制上の措置の創設等

- (1) **家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業**の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入
- (2) **企業主導型保育事業**の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置の創設に当たり、わがまち特例を導入（適用開始年度から 5 年度分）

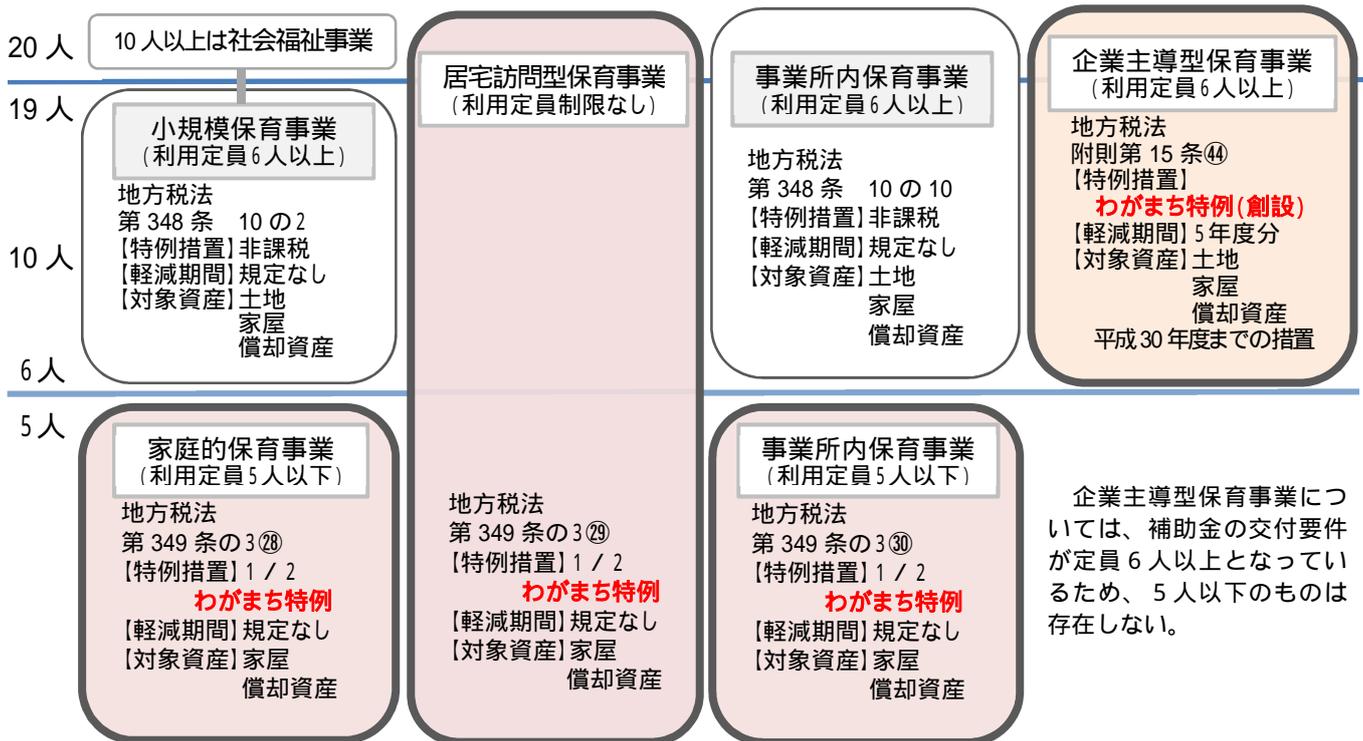
2 **緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理する市民緑地**の用に供する土地に係る特例措置の創設（課税開始年度から 3 年度分）

特例措置対象	特例措置における市の考え方	特例適用期間	特例割合	
			改正前	改正（案）
1（1） ・家庭的保育事業 ・居宅訪問型保育事業 ・事業所内保育事業（利用定員 5 人以下）	「子育て・教育環境日本一」を掲げる本市では、保育の受け皿整備を推進しており、併せて税制面からも強力にサポートすることで、待機児童解消に一定の効果があると見込めるため、所有者の税負担を最大限軽減します。	適用開始年度から 5 年度分 補助開始対象期間 H29.4.1～ H31.3.31	1 / 2	1 / 3
1（2） 企業主導型保育事業 （子ども・子育て支援法による補助金を受ける必要あり。）				（地方税法） 1/2 を参酌して 1/3 以上 2/3 以下の範囲内
2 緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理する市民緑地	「厚木市緑の基本計画」において、緑地の保全及び緑化の推進を掲げており、併せて税制面からも強力にサポートするため、所有者の税負担を最大限軽減します。	課税開始年度から 3 年度分 適用期限 H31.3.31		1 / 2

「参酌」…参考にすること

3 施行時期 公布の日から施行（平成 29 年 12 月予定）

1 保育の受け皿整備の促進のための特例措置



小規模保育事業は平成26年度地方税法改正で、それ以外の事業は平成27年度地方税法改正で措置済み
都道府県が認可する保育所(利用定員20人以上)、認定こども園(利用定員20人以上)、幼稚園(利用定員の制限なし)は非課税

2 緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理する市民緑地に係る特例措置の創設

改正後(1)の都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人(2)が土地を所有し、又は無償で借り受けて、同法に規定する市民緑地(3)を設置し、及び管理する場合には、その用に供する土地に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を最初の3年間、価格の3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする措置を平成31年3月31日まで講ずる。(地方税法第15条④)

- 平成29年5月12日公布(6月15日施行)
- 緑地の設置・管理について一定の能力を有する民間団体等を市長が指定する制度
- 都市緑地法に基づき、一定期間住民の利用に供するために設置・管理される緑地のうち、市町村長の認定を受けた計画(認定計画)に基づいて設置・管理されるものに限る。

